

# 入札説明書

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材の購入に係る一般競争入札の公告（平成28年12月2日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

## 2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

(1) 青森県が取得する物品（以下「購入物品」という。）

ア 名称及び数量 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材 一式

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 納入期限

平成29年3月24日

(3) 納入場所 別紙仕様書のとおり

## 3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9099（担当 川崎）

FAX 017-734-8016

## 4 技術的事項に関する問い合わせ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県健康福祉部医療薬務課地域医療確保グループ

TEL 017-734-9287（担当 下山）

FAX 017-734-8089

## 5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年1月12日 13時30分

(2) 場 所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

## 6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 平成26年6月27日青森県告示第527号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成27年1月30日青森県告示第58号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成28年2月10日青森県告示第88号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等販売業の許可を受けていることを証明した者であること。なお、当該許可の有効期間が一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から納入期限までの間に到来する場合にあっては、併せて当該許可を更新する旨を誓約した者であること。

## 8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要な応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、証明書には、各証明書ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部

イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

（ア） 購入物品と同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ） 購入物品の写真又はカタログ等

ウ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式3） 2部

- (ア) 購入物品のメンテナンスが行える整備工場の一覧
  - ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
  - ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。
- (イ) 技術員の派遣体制  
緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

エ 高度管理医療機器等販売業許可証明書（別紙様式4） 2部

## (2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成28年12月22日（木）午後5時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、上記（1）において記載したとおり、申請書の内容について説明並びに必要なに応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならないこととしているが、この説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（1）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

## (3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9099（担当 川崎）

FAX 017-734-8016

## 9 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断された製品に係る入札書のみを落札対象とする。

## 10 入札価格等

### (1) 入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

### (2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又

は当該法人の代表者の署名)しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名(法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名及び押印しなければならない。

## 11 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式6)を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名(入札に係る物品の名称及び数量)、入開札期日及び入札者の氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を表記し、表封筒には「平成29年1月12日入開札、件名(入札に係る物品の名称及び数量)入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成29年1月11日午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

## 12 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

## 13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

## 14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第159条の規定による。

## 15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した

場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

## 17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

## 18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

## 19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) 別紙のとおり

## 20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

## 21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

## 22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者  
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

連絡先  
電話番号  
ファックス番号

### 一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 入札件名 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材の購入に係る一般競争入札
- 2 申請書の提出期限 平成28年12月22日（木）
- 3 提出書類の名称及び提出部数
  - (1) 物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部
  - (2) 納入実績証明書 2部
  - (3) サービス・メンテナンス体制証明書 2部
  - (4) 高度管理医療機器等販売業の許可証の写し 2部

(別紙様式2)

## 納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年12月2日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

### 記

1 入札件名 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材の購入に係る一般競争入札

2 入札日時 平成29年1月12日（木） 13時30分

3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

4 添付書類

契約書（写）その他

(別紙様式3)

# サービス・メンテナンス体制証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年12月2日付け公告）に係る当該調達物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

## 記

1 入札件名 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材の購入に係る一般競争入札

2 入札日時 平成29年1月12日（木） 13時30分

3 点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

4 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。



(別紙様式4)

## 高度管理医療機器等販売業許可証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年12月2日付け公告）に係る当該調達物品に係る高度管理医療機器等販売業の許可については、下記のとおりであることを証明します。

### 記

- 入札件名 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材の購入に係る一般競争入札
- 入札日時 平成29年1月12日（木） 13時30分
- 高度管理医療機器等販売業の許可の有効期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで。  
なお、当該許可の有効期間は、当該調達物品の納入期限までに到来しますが、有効期間到来後も引き続き、許可を受けることを誓約します。
- 添付書類 高度管理医療機器等販売業の許可証の写し

備考 前記3のなお書きは、当該許可の有効期間が一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から納入期限までの間に到来する場合において、当該許可を更新する旨を誓約するものであり、それ以外の場合にあっては、削除すること。

また、当該許可の更新が完了次第、更新後の許可証の写しを提出すること。

(別紙様式5) (参考)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

委任代理人

印

印

## 入 札 書

¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札件名 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材の購入に係る一般競争入札

(内 訳)

番号	入 札 品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
	航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材	仕様書のとおり	一式		○○○
	合 計				○○○

備考 落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職 氏 名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材の購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 平成29年1月12日（木）

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

# 物品売買契約書(案)

住所

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青森県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、  
契約を締結した。 を除く。）

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、  
発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- （1） 名 称 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材
- （2） 形式・規格 仕様書のとおり
- （3） 数 量 一式
- （4） 金 額 ￥. (内訳、別紙のとおり)  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. )

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- （1） 納入期限 平成29年3月24日
- （2） 納入場所 仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三 村 申 吾

印

## 暴力団排除に係る特記事項

### (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

### (不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額 150 万円以下の随意契約による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 6 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 1 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 3 実績免除（財務規則第 159 条第 1 項第 2 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第 159 条第 1 項本文該当）  
第 2 条(B)、第 10 条(B)



## 別紙

番号	品目	数量	単 価	金 額
1	搬送用モニター	8		
2	輸液ポンプ	8		
3	搬送用人工呼吸器	2		
4	携帯用吸引器	2		
5	携帯用超音波画像診断装置	2		
6	除細動器	1		
7	酸素濃縮装置	1		
8	医療機器用スタンド	8		
9	折りたたみ式簡易ベッド	8		
10	担架型ストレッチャー	3		
11	患者搬送用台車	3		
12	バックボード	3		
	小 計			
	消費税及び地方消費税			
	合 計			

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材  
仕 様 書

平成28年11月  
青 森 県

仕様書最終確認



## 第1 調達目的

青森県は、大規模災害時において広域医療搬送等が行われる場合に、航空搬送の拠点となる場所に航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit、以下「SCU」という。）を設置する役割を担う。

SCUでは、災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、以下「DMAT」という。）が追加医療処置を行うほか、情報収集や県DMAT調整本部等との連絡通信を行う本部を設置することとなることから、本調達では、SCUの設置運用にあたり必要となる資機材を整備するものである。

## 第2 調達物品の品目、数量及び納入場所

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材一式（内訳次表のとおり）

番号	品目	数量	単位	納入場所
1	搬送用モニター	8	台	青森県庁 医療薬務課
2	輸液ポンプ	8	台	
3	搬送用人工呼吸器	2	台	
4	携帯用吸引器	2	台	
5	携帯用超音波画像診断装置	2	台	
6	除細動器	1	台	
7	酸素濃縮装置	1	台	
8	医療機器用スタンド	8	台	青森空港 CIQ倉庫
9	折りたたみ式簡易ベッド	8	台	
10	担架型ストレッチャー	3	台	
11	患者搬送用台車	3	台	
12	バックボード	3	台	

## 第3 調達物品の仕様

各品目の仕様は別添のとおりとする。

## 第4 納入期限

平成29年3月24日（金）

## 第5 その他

- 第2で示した内訳品目のうち、番号1、2、3、4、5及び6の物品は、衝撃を緩和するためクッション材で覆うとともに運搬用ケースに収納し、本物品一式で運搬ができる状態で納入すること。
- 第2で示した内訳品目のうち、番号7、8、10、11及び12の物品には、保管用カバーを付属すること。
- 内訳品目には、原則として「青森県SCU装備品」と明示することとし、具体的表示方法や本体の付属品への表示については、事前に発注者と協議の上、決定するものとする。
- 内訳品目の納入日時については、事前に発注者と協議の上、決定するものとする。
- 内訳品目の納入に際しては、担当者の立会いを要するものとし、その者の指示に

従うこと。

## 番号 1 搬送用モニター 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 150mm 以下×高さ 200mm以下×奥行 100mm以下（突起物を除く）
- (2) 2.0k g 以下（バッテリー含む）

### 2 要求性能

- (1) ディスプレイ部は、対角 5.7 インチ以上、表示ドット 640×480dot 以上の TFT カラーLCD を有すること。
- (2) 最大 12 トレース以上の表示が可能であること。
- (3) 搬送時を考慮して「通常モニターモード」に加え数値拡大表示を搭載した「搬送モード」を有すること。
- (4) 操作メニューの表示は日本語であること。
- (5) 専用操作キーに加えタッチパネルによる操作が可能であること。
- (6) 患者名入力は、漢字かな、フリー入力、カタカナ、英数字が可能であること。
- (7) 心電図/呼吸/経皮的動脈血酸素飽和度/非観血血圧の測定が可能であり、小児から成人に対応していること。
- (8) 非観血血圧測定に関して使用する中継エアホースの種類を認識し、それぞれに沿った初期加圧値に切り替わる機能を有すること。
- (9) 非観血血圧測定に関しては従来の減圧方式に加え直線加圧方式を選択でき、測定中の状況に応じて自動的に切り替わる機能を有していること。
- (10) 非観血血圧測定に関しては大腿部でも測定できること。
- (11) 長時間波形・トレンド・リストは、最大 72 時間分保存できること。
- (12) 搬送を考慮してバッテリーを搭載し、約 5 時間使用が可能であること。
- (13) アラームの表示は、重要度に応じてその通知レベルに段階を設けてあること。
- (14) 各測定項目について、トレンド表示機能を有すること。
- (15) 防塵・防水規格は IP32 以上であること。
- (16) 航空機規格 R T C A 規格を取得または準拠していること。
- (17) 耐衝撃・耐振動基準 M I L 規格を取得または準拠していること。
- (18) 縦・横支柱に安定して、固定または取り付けられること。

### 3 構成品（8 台分）

構成品	数量
搬送用モニター	8 台
バッテリーパック	8 個
A C 充電器	8 個
ベッドサイドレール及びストレッチャー用本体積載フック	8 個
E C G 中継コード	8 本
電極リード線	8 本
ディスポ心電図電極（大人用）3 個入り	5 0 袋
ディスポ心電図電極（新生児から小人用）3 個入り	5 0 袋
ディスポ S p O 2 プローブ成人用 5 個入り	4 袋
ディスポ S p O 2 プローブ新生児用 5 個入り	2 袋
ディスポ S p O 2 プローブ小児用 5 個入り	2 袋

S p O 2 中継コード	8 本
リユース成人用標準サイズ血圧カフ	8 個
リユース小児用血圧カフ	2 個
リユース幼児用血圧カフ	2 個
リユース成人用小サイズ血圧カフ	2 個
リユース成人用大サイズ血圧カフ	1 個
リユース大腿部用血圧カフ	1 個
非観血血圧中継エアース 1.5m	8 本
クレードルアダプタ	8 個
支柱アダプタ	8 個

#### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を 1 台に 1 部添付すること。
- (4) 簡易的な操作方法及び操作注意事項を取りまとめた操作カード（風雨等で破れたりしないようラミネート加工等を要する。）を 1 台に 1 部添付すること。
- (5) 保証期間は納入から 1 年間保証されること。

(参考製品)

日本光電工業株式会社

ベッドサイドモニタ B S M-1 7 0 0 シリーズ ライフスコープ P T

## 番号2 輸液ポンプ 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 260mm以下×高さ 120mm以下×奥行 110mm以下（突起物を除く）
- (2) 2.5kg以下（バッテリーを含む）

### 2 要求性能

- (1) 流量設定範囲が1～1,200ml/hであること。
- (2) 流量精度は±5%であること。
- (3) 輸血用途にも使用できること。
- (4) リチウムイオン内蔵バッテリーで約5時間の連続駆動が可能であること。
- (5) 医療機器分類はクラスI機器以上で、内部電源機器及びCF型装着部は防塵・防水規格IP22以上であること。
- (6) 各種のセルフチェック機能を備え、装置異常を電源投入時に事前発見ができること。
- (7) 1,000件以上の動作履歴を確認できること。
- (8) 各種の警報機能（気泡・閉塞・バッテリー・流量異常・ドア・輸液完了・クリップ）を備えること。
- (9) 輸液ポンプから輸液ラインを取り外した際、自動的に輸液ラインを遮断する機能を有すること。
- (10) 誤ってアンチフリーフロー用クリップがついていない輸液セットを装着してもクリップ警報となり開始しないこと。
- (11) 流量が予定量以上の場合は、警報を出し設定値の確認を促す機能を有すること。
- (12) 作動中に電源コードが外れたときは、自動的にバッテリーに切替わり、かつ警報が鳴ること。
- (13) 閉塞を感知するセンサーが上流側・下流側両方に装備されていること。
- (14) ガイダンス機能を有すること。
- (15) 直径20mm以上40mm以下の支柱に安定して固定することが可能であること。

### 3 構成品（8台分）

構成品	数量
輸液ポンプ	8台
内蔵バッテリー	8個
AC電源ケーブル	8個
ガートル本体固定具	8個
アンチフリーフロー防止機構付きポンプ用輸液セット 20セット	2箱
アンチフリーフロー防止機構付きポンプ用輸血セット 30セット	1箱

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を1台に1部添付すること。
- (4) 簡易的な操作方法及び操作注意事項を取りまとめた操作カード（風雨等で破れたりしないようラミネート加工等を要する。）を1台に1部添付すること。
- (5) 保証期間は納入から1年間保証されること。

(参考製品)

テルモ株式会社

テルフュージョン輸液ポンプLM型



### 番号3 搬送用人工呼吸器 仕様

#### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 300mm以下×高さ 250mm以下×奥行 150mm以下（突起物を除く）
- (2) 5.0kg以下（バッテリー含む）

#### 2 要求性能

- (1) バッテリーを有し、最大5時間のバッテリー駆動が可能であること。
- (2) キャリングバッグを備え、搬送にも対応可能であること。
- (3) 最大フロー200L/分以上出力可能なタービンを内蔵しており、圧縮空気の配管が施されていない場所やポンペがない環境でも使用が可能なこと。
- (4) 酸素濃度は21～100%まで設定可能なこと。
- (5) 標準画面で6項目のモニター値を同時に表示が可能であること。
- (6) 本体画面に標準で気道内圧・フローの2波形の同時表示が可能であること。
- (7) トレンドが72時間以上、イベントが4000件程度保存できること。
- (8) 警報機能として最低限、低圧・高圧・低分時換気量3種のアラームを装備していること。
- (9) 対象患者が乳幼児3kgから小児・成人まで使用可能であること。
- (10) 航空機規格R T C A規格を取得または準拠していること。
- (11) ディスプレイを有し、8.0インチ以上であること。
- (12) 設定モードはVCV・PCV・SIMV・PSV・CPAPの機能を有すること。
- (13) 床置きで使用することを想定し、本体はキャリングバックに収納したまま、操作が可能であること。
- (14) ストレッチャーやベッドサイドレール等の横バーに装着が可能なフックを装備していること。
- (15) 酸素供給口は、高圧用と低圧用のどちらも装備していること。

#### 3 構成品（2台分）

構成品	数量
搬送用人工呼吸器	2台
酸素用耐圧ホース4.5m	2本
テストラング	2本
内蔵バッテリー	2個
AC電源ケーブル	2個
ベッドサイドレール及びストレッチャー用本体積載フック	2個
ディスポフローセンサー	10個
ディスポ呼気弁バルブ	10個
ディスポ成人用呼吸回路	10個
ディスポ小児用呼吸回路	10個
補助バッテリー	2個
キャリングバッグ	2個
ディスポフィルター付人工鼻15～120kg用 25個入り	1箱
ディスポフィルター付人工鼻7.5～30kg用 25個入り	1箱

ディスポフィルター付人工鼻 3～10kg 用 25 個入り	1 箱
ディスポダブルシーベルカテーテルマウント 15cm 25 個入	1 箱
ディスポダブルシーベルカテーテルマウント 10cm 25 個入	1 箱
ディスポ酸素延長チューブ 2m 20 個入り	1 箱

#### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を 1 台に 1 部添付すること。
- (4) 簡易的な操作方法及び操作注意事項を取りまとめた操作カード（風雨等で破れたりしないようラミネート加工等を要する。）を 1 台に 1 部添付すること。
- (5) 保証期間は納入から 1 年間保証されること。

(参考製品)

アイ・エム・アイ株式会社

MONNAL T60 ベンチレータ

## 番号4 携帯用吸引器 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 400mm以下×高さ 250mm以下×奥行き 200mm以下 (突起物を除く)
- (2) 4.0k g 以下

### 2 要求性能

- (1) 吸引圧が最大 80k p a 以上であること。
- (2) ダブルピストン方式であること。
- (3) 最大流量は 33L/min 以上であること。
- (4) 再使用型ボトルとディスポーザル吸引バッグの組合せ使用が可能なこと。
- (5) 吸引物容量は 1000mℓ 以上であること。
- (6) 再使用型ボトルとディスポーザル吸引バッグは本体に取り付けて一体的に使用可能なこと。
- (7) 連続作動可能時間は、60 分以上であること。
- (8) リチウムバッテリーを搭載し、残量の表示機能があること。
- (9) 防水・防塵規格は IP44 以上であること。
- (10) 航空機規格 R T C A 規格を取得または準拠していること。

### 3 構成品 (2 台分)

構成品	数量
携帯用吸引器	2 台
内蔵バッテリー	2 個
A C 充電ケーブル	2 個
再使用型ボトル	2 個
ディスポーザル吸引バッグ	6 枚

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を 1 台に 1 部添付すること。
- (4) 簡易的な操作方法及び操作注意事項を取りまとめた操作カード (風雨等で破れたりしないようラミネート加工等を要する。) を 1 台に 1 部添付すること。
- (5) 保証期間は納入から 1 年間保証されること。

(参考製品)

株式会社ノルメカエイシア  
ポータブル吸引器 OB型

## 番号5 携帯用超音波画像診断装置 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 200mm以下×高さ 130mm以下×奥行 40mm以下（突起物を除く）
- (2) 1.0kg 以下（バッテリー含む）

### 2 要求機能

- (1) 走査方式は、リニア方式とセクター方式であること。
- (2) Bモード、Mモード、カラーモードを表示する機能を有し、MモードはEF計測が可能なこと。
- (3) 1個のバッテリーを本体に搭載でき、約1時間のバッテリー駆動が可能であること。
- (4) バッテリーは計3個と、バッテリー2つを同時充電可能なAC充電器を1個付属すること。
- (5) 起動時間は30秒以内であること。
- (6) 画像表示ディスプレイは7.0インチ以上でタッチスクリーンであること。
- (7) 本体内蔵メモリ容量64GB以上で、静止画・動画を保存可能なこと。
- (8) セクター探触子は1MHz～5MHzの範囲以上の周波数帯域であること。
- (9) リニア探触子は5MHz～10MHzの範囲以上の周波数帯域であること。
- (10) 航空機規格R T C A規格を取得または準拠していること。
- (11) 耐振動基準M I L規格を取得または準拠していること。
- (12) 本体を保護するプロテクションケースと本体と付属品を携帯するためのキャリーケースを付属していること。

### 3 構成品（2台分）

構成品	数量
携帯用超音波画像診断装置	2台
セクタープローブ	2個
リニアプローブ	2個
マイクロUSB充電ケーブル	2個
プロテクションケース	2個
キャリーケース	2個
バッテリー	6個
バッテリー充電器	2個
マイクロUSBストレージ	2個
エコーゲル	2個

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を1台に1部添付すること。
- (4) 簡易的な操作方法及び操作注意事項を取りまとめた操作カード（風雨等で破れたりしないようラミネート加工等を要する。）を1台に1部添付すること。
- (5) 保証期間は納入から1年間保証されること。

(参考製品)

富士フイルム メディカル株式会社

タブレット型超音波画像診断装置 SonoSite iViz

## 番号6 除細動器 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 350mm以下×高さ 350mm以下×奥行 300mm以下（突起物を除く）
- (2) 8.0k g以下（バッテリーを含む）

### 2 要求性能

- (1) 除細動は 270J 以上のエネルギー出力ができること。
- (2) AED 機能には除細動が必要な波形を検出でき、音声と画面メッセージで知らせること。
- (3) AED 機能には小児モードを搭載していること。
- (4) ディスプレイは 8.0 インチ以上、4 色以上のカラー表示画面で、心電図波形やメッセージ等が見やすいこと。
- (5) 心電図は、3/6/10 電極の使用が可能であり、標準 12 誘導解析ができること。
- (6) アラームは、重要度に応じて 3 段階にて通知する機能を有すること。
- (7) 通電時の心電図波形やイベントリスト、解析時の波形を内部メモリに保存でき、必要時には装置本体で再生・記録できること。
- (8) ステータスインジケータで毎日のセルフチェック結果が一目で確認できること。
- (9) バッテリーを搭載していること。
- (10) 簡易動作チェックができ、その結果をプリントアウトおよび SD カードに保存できること。
- (11) 使い捨てパドルの使用が可能で、大人・小児を問わず、同一品が使用できること。
- (12) 耐振動基準 M I L 規格を取得または準拠していること。
- (13) 防塵・防水規格は IP24 以上であること。

### 3 構成品（1 台分）

構成品	数量
除細動器	1 台
AC/DC モジュール	1 個
リチウムイオンバッテリー	1 個
12 誘導心電図ユニット	1 個
SD メモリーカード 1GB	1 個
除細動パッド	3 個
テストロード	1 個
心電図誘導コード 10 電極	1 個
ビットロードディスプレイ心電図電極 30 個入り	5 袋
E C G 中継コード	1 本
電極リード線	1 本
除細動パッド中継ケーブル	1 本
記録紙	1 個
ゲルエイドペースト	1 個

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。

- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を添付すること。
- (4) 簡易的な操作方法及び操作注意事項を取りまとめた操作カード（風雨等で破れたりしないようラミネート加工等を要する。）を添付すること。
- (5) 保証期間は納入から1年間保証されること。

(参考製品)

日本光電工業株式会社

デフィブリレータ TEC-8300シリーズ カルジオライフ

## 番号7 酸素濃縮装置 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 350mm以下×高さ 650mm以下×奥行 300mm以下（突起物を除く）
- (2) 23.0kg以下（バッテリーを含む）

### 2 要求性能

- (1) 酸素流量は0.25～5.0L/分まで設定できること。
- (2) 酸素濃度は88～95%で供給できること。
- (3) 警報は、電源供給停止、装置異常、流量異常、圧力異常、酸素濃度低下、チューブ折れ、加湿器外れ、バッテリー残量低下を知らせること。
- (4) 停電時であっても内蔵バッテリーにより約30～75分の単独運転が可能であること。
- (5) 本体酸素出口部の温度上昇を検知した場合に、自動的に酸素の供給を停止させる機能を搭載していること。
- (6) 操作・各種警報を案内する音声ガイダンス機能と大きく見やすい警報表示を有し、緊急使用時にも使用者に対し操作が簡便であること。
- (7) 流量に合わせてコンプレッサーの働きを細かく制御することで消費電力を抑えられること。

### 3 構成品（1台分）

構成品	数量
酸素濃縮装置	1台
内蔵型バッテリー	1個
加湿器	1個
空気取入口フィルタ	2個
酸素カニューラ	1個
酸素マスク	1個
カプラプラグ	1個
カプラソケット	1個

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を添付すること。
- (4) 簡易的な操作方法及び操作注意事項を取りまとめた操作カード（風雨等で破れたりしないようラミネート加工等を要する。）を添付すること。
- (5) 保証期間は納入から1年間保証されること。

（参考製品）

エア・ウォーター・メディカル株式会社

5L器 酸素濃縮装置 O<sub>2</sub>グリーン いぶき 5SP

## 番号8 医療機器用スタンド 仕様

### 1 寸法及び重量

- (1) 支柱高さ 1,000mm以上 1,500mm以下
- (2) 重量 5.0kg 以上 10.0kg 以下

### 2 要求性能

- (1) 支柱の直径は 30mm以上 40mm以下で金属製であること。
- (2) 脚部ベースは 5 脚で安定していること。
- (3) 脚部ベースはキャスターを装備し移動が可能であること。
- (4) 脚部ベースには転倒防止のため 5kg 程度の重りを装備していること。
- (5) 本スタンドに取り付ける医療機器とは、搬送用モニター、輸液ポンプ、搬送用人工呼吸器で、上から重量の軽いものを順番に、且つ機能的に装着することが可能であること。
- (6) 500L 酸素ボンベを 1 本以上装着できること。

### 3 構成品 (8 台分)

構成品	数量
医療機器用スタンド	8 台
キャスター	40 個
ベース部重り	8 個

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を 1 台に 1 部添付すること。
- (4) 保証期間は納入から 1 年間保証されること。

(参考製品)

アトムメディカル株式会社  
レサシスタンド



## 番号9 折りたたみ式簡易ベッド 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 500mm以上 600mm以下×高さ 600mm以上 700mm以下×長さ 1800mm以上 1900mm以下（使用時）
- (2) 総重量 18.0kg 以下

### 2 要求性能

- (1) 点滴棒とマクラを付属し、それらをキャリーバッグに収納して持ち運べること。
- (2) ベッド本体はコンパクトな折りたたみ式で、持ち運びに便利な持ち手がついていること。
- (3) 色はライムグリーンであること。

### 3 構成品（8台分）

構成品	数量
折りたたみ式簡易ベッド	8台
専用点滴棒	8本
専用まくら	8個
点滴棒・まくら収納携帯ケース	8個
専用ベッド本体保護カバー	8枚

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を1台に1部添付すること。
- (4) 保証期間は納入から1年間保証されること。
- (5) 専用の保管用カバーを付属すること。

(参考製品)

村中医療器株式会社  
緊災用ムーブ

## 番号 10 担架型ストレッチャー 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 幅 550mm以上 600mm以下×高さ 600mm以上 800mm以下×長さ 1875mm以上 1925mm以下（使用時）
- (2) 総重量 16.0kg 以下

### 2 要求性能

- (1) フレーム主要部分はアルミニウムを採用しており軽量且つ丈夫であること。
- (2) 防水製でメッシュ状に編上げたキャンパス生地は、湿気や汗が籠りにくく、洗浄も容易にでき、衛生的で丈夫であること。
- (3) 収納時は脚部を外し折りたためること。
- (4) 格納式把手を装備しており、脚部を外せば担架としても使用が可能なこと。
- (5) 脚部にはキャスターを装備し、ストッパー付を2個有すること。

### 3 構成品（3台分）

構成品	数量
担架型ストレッチャー	3台
脚部ポール	12本
キャスター	6個
ストッパー付きキャスター	6個

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を1台に1部添付すること。
- (4) 保証期間は納入から1年間保証されること。

(参考製品)

株式会社ノルメカエイシア

担架兼ベッド ノルホスストレッチャー

## 番号 1 1 患者搬送用台車 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

#### (1) 台車寸法

幅 950mm以上 1000mm以下×高さ 600mm以上 650mm以下×長さ 2550mm以上 2600mm以下 (使用時)

幅 400mm以上 450mm以下×高さ 850mm以上 900mm以下×長さ 1375mm以上 1425mm以下 (折りたたみ時)

#### (2) 担架寸法

幅 550mm以上 600mm以下×高さ 100mm以上 150mm以下×長さ 2550mm以上 2600mm以下 (使用時)

幅 550mm以上 600mm以下×高さ 150mm以上 200mm以下×長さ 1275mm以上 1325mm以下 (折りたたみ時)

#### (3) 重量 45.0kg 以下

### 2 要求性能

- (1) 担架と台車は分離できること。
- (2) 担架と台車はそれぞれ折りたたんでコンパクトに収納できること。
- (3) 担架は背面の角度を変えられること。
- (4) ノーパンクタイヤ 24インチを装備していること。

### 3 構成品 (3台分)

構成品	数量
患者搬送用台車	3台

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を1台に1部添付すること。
- (4) 保証期間は納入から1年間保証されること。

(参考製品)

株式会社ノルメカエイシア  
レスキューカー (折りたたみ式救護車)

## 番号 1 2 バックボード 仕様

### 1 本体の寸法及び重量

- (1) 頭側幅 400mm以上 420mm以下×足側幅 230mm以上 250mm以下×厚さ 40mm以上 50mm以下×長さ 1800mm以上 1850mm以下
- (2) 重量 5.5kg 以下

### 2 要求性能

- (1) 耐荷重 150kg 以上であること。
- (2) ABS 樹脂製でオレンジ色であること。
- (3) バックボードにピンは全てオフセットされており、ピンは非金属製で、CT やレントゲン撮影が可能であること。
- (4) バックボードには、結束バンドを固定できる孔が 20 箇所以上有すること。
- (5) 1 台に結束バンドを 50 本付属すること。
- (6) 1 台に専用ストラップを 3 本付属すること。

### 3 構成品 (3 台分)

構成品	数量
バックボード	3 台
結束バンド	1 5 0 本
専用ストラップ	9 本

### 4 その他必要条件

- (1) 納入後の故障に対し、迅速な修復が可能なこと。
- (2) 納入場所の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- (3) 日本語の取扱説明書を 1 台に 1 部添付すること。
- (4) 保証期間は納入から 1 年間保証されること。

(参考製品)

ノルメカエイシア株式会社  
バックボード 2010

